

2022年 9月期

JAバンク大阪信連 半期ディスクロージャー誌

Report 2022

JAとともに、ご利用者のために

 JAバンク大阪信連

JAバンク大阪信連のプロフィール (令和4年9月30日現在)

- 名 称 大阪府信用農業協同組合連合会
- 本 所 所 在 地 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号
- 設 立 年 月 日 昭和23年8月27日
- 総 資 産 5兆256億円
- 貯金・譲渡性貯金 4兆5,994億円
- 貸 出 金 8,658億円
- 出 資 金 1,406億円
- 単体自己資本比率 14.61%
- 役 員 数 経営管理委員13人、
理事5人、監事3人
- 職 員 数 231人
- 格付の取得状況 発行体格付「A」
(格付の方向性:安定的)
短期格付「a-1」
(株式会社格付投資情報センター
(R&I)による格付)



JAバンク大阪信連は 最適なサービスの提供を通じて ご利用者の信頼に応えます

私たちの使命は、会員JAとその組合員、地域の企業など、
すべてのご利用者のお役に立つことです。


JAが誕生した目的は、農業の発展と組合員の生活向上のため。
つまりは組合員のお役に立つことが、JAの存在意義なのです。

JAは、組合員にとって一番身近で頼れる存在でありたいと考えています。
そのためにJAは、組合員を誰よりも理解している協同組合組織だからこそできる
一人ひとりにとっての最適なサービスの提供を目指しています。

私たちは、このような使命をもって活動するJAの信用事業の連合会として誕生しました。
だからこそ私たちはJAとこの使命をともにし、連合会としての役割を果たすため、
JAへの安定的な収益還元とサポート・補完機能の発揮に全力で取り組んでいきます。

私たちは、この使命と役割を胸に、人と人との繋がりを大切に、
ご利用者の満足そして感動に挑戦することで、信頼に応えてまいります。

JAとともに、ご利用者のために

 JAバンク大阪信連

ごあいさつ

皆さまには、日頃より大阪府信用農業協同組合連合会(JAバンク大阪信連)をお引立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、1948年の設立以来、府内のJAを金融面からサポートするとともに、大阪農業の振興・地域経済の発展に取り組んでまいりました。

このたび、令和4年度上半期の業務実績や活動内容などをまとめた「JAバンク大阪信連 半期ディスクロージャー誌 Report2022」を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、令和4年度上半期については、新型コロナウイルス感染症に関する規制の緩和によって経済活動が正常化に向かう中、供給制約によって原材料価格が上昇していたところに、ウクライナ情勢に伴う資源価格の高騰が追い打ちをかけ、世界的な物価上昇を引き起こしております。

金融環境については、欧米各国の中央銀行が物価上昇を抑制すべく、政策金利の引き上げを実施していますが、その効果はまだ十分に表れておらず、更なる金利上昇が見込まれております。一方、日本国内では、日本銀行が金融緩和の姿勢を崩さず、内外金利差の拡大から円安が進行し、家計の負担増加や国内経済への悪影響が懸念されています。

こうした先行きの見通せない経営環境の中、当会においては「第12次中期経営計画(2022年度~2024年度)」を今年度よりスタートさせました。令和4年4月には、JAの経営戦略をサポートする体制の強化を行い、JAの組合員目線に立ったマネーライフプランの提案支援の充実化を図っています。また、府内JAと連携して農業者の経営課題に対するソリューションの提供を行うなど、大阪農業の振興に注力しております。

引き続き、皆さまからご好評頂けるよう最適でお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいりますので、皆さま方におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和4年12月



経営管理委員会会長
寺下 三郎



代表理事理事長
中上 文宏

Contents

ごあいさつ	1
JAバンク大阪信連とは	2
経営方針	4
業績ハイライト	6
社会的責任と地域貢献活動	8
財務データ	12
自己資本の充実の状況	21

■金額及び比率は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。
■単位未満の残高がある場合は「0」、無い場合は「-」で表示しています。

● JAバンク大阪信連とは

JAグループの一翼を担い、質の高い金融サービスの提供を目指しています。

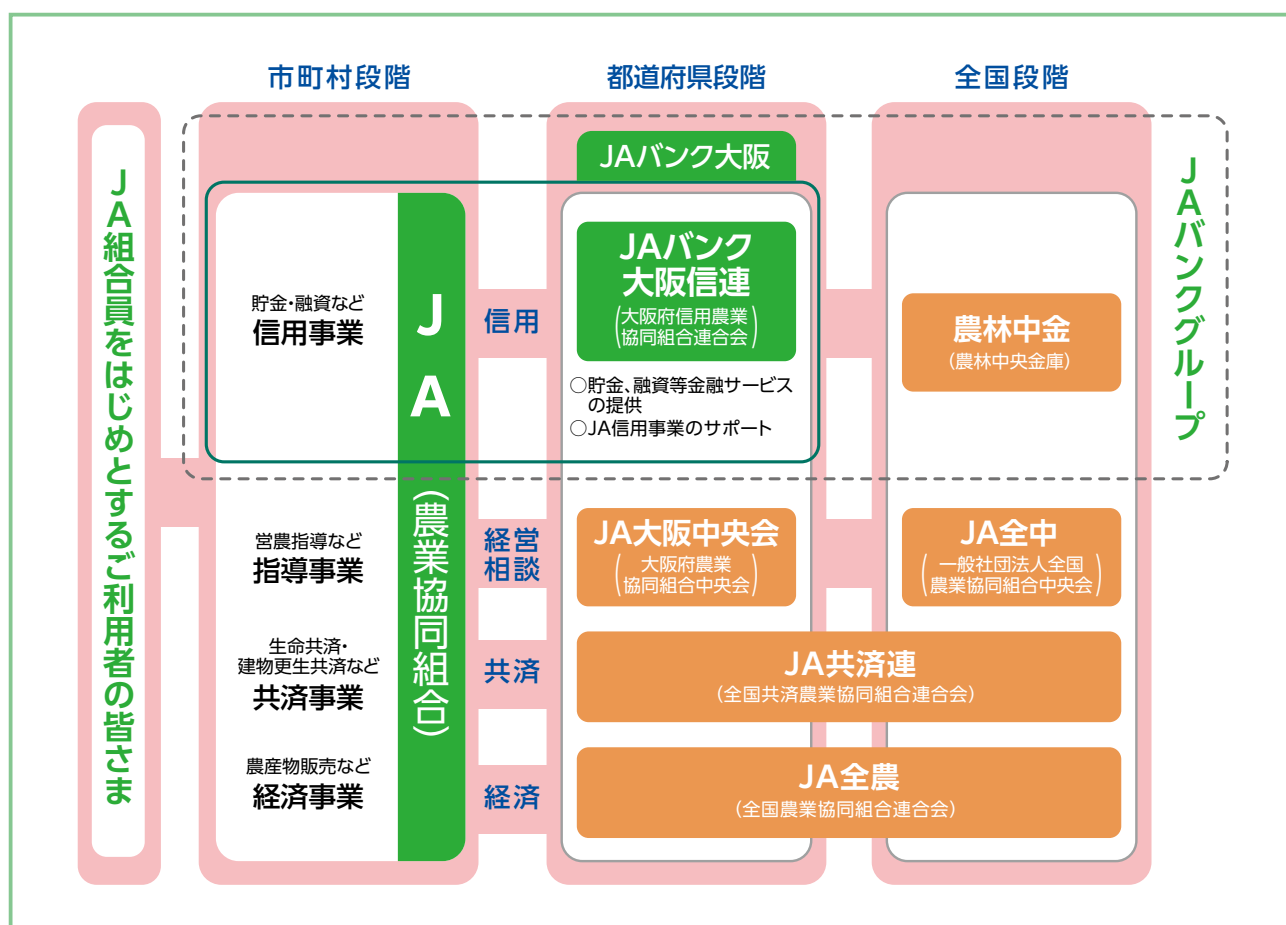
JAグループの仕組み

JAグループにおけるJAバンク大阪信連

JAグループは、市町村をエリアとして各種事業〔営農指導事業、経済(購買・販売)事業、信用(貯金・融資等)事業、共済事業等〕を行う『JA』、各事業別の『都道府県段階』並びに『全国段階』の組織により成り立っています。

また、JA・信連・農林中央金庫をもって「JAバンク」とし、JAバンクグループ一体となり、より利便性に富んだ総合金融サービスの提供を目指しています。

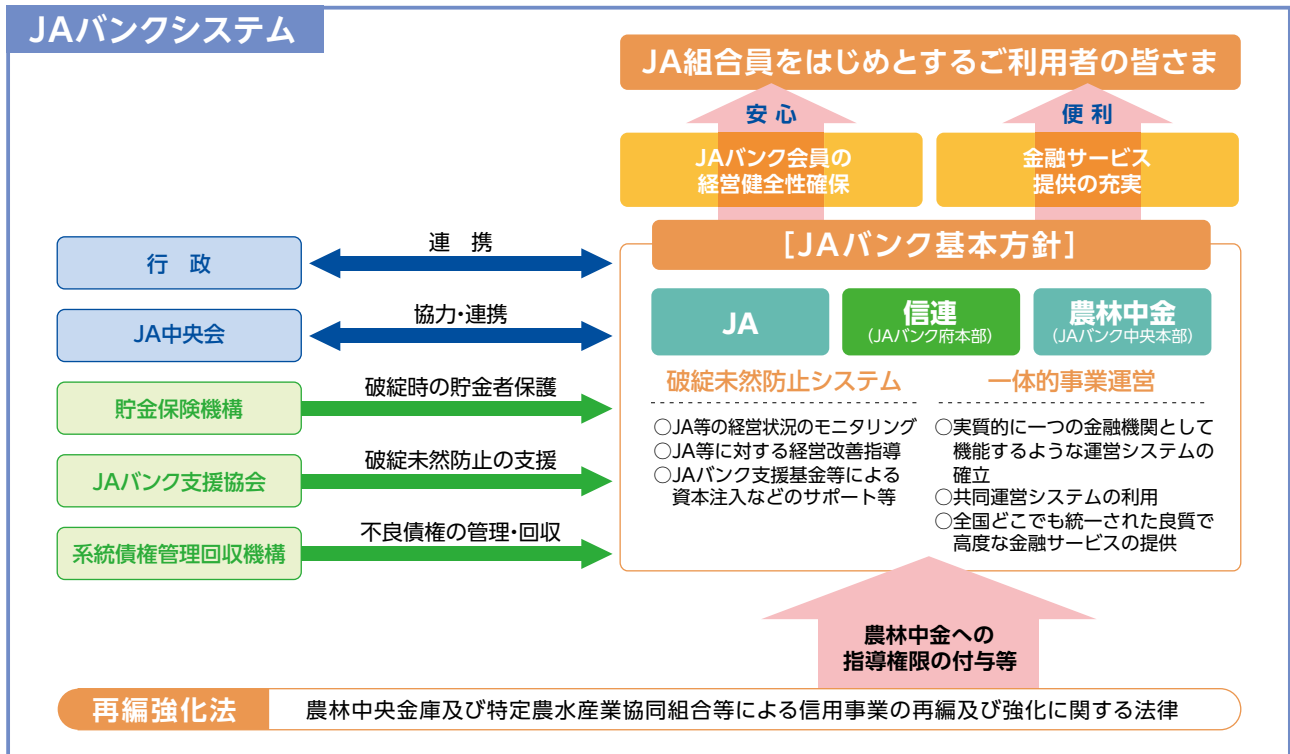
私どもJAバンク大阪信連は、大阪府における信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、府内JAの業務サポート等を行うとともに、「JAバンク大阪」としてJAと一体となって、ご利用者の皆さまのお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。



「JAバンクシステム」により、ご利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

「JAバンクシステム」とは、「再編強化法」に基づきJAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）が一体的に事業運営に取り組む仕組みです。JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で、皆さまに安心して便利なサービスをご提供します。

また、JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、皆さまにより一層の安心をお届けします。



JAバンク・セーフティネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のためのJAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJA等の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。



貯金保険制度

(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。*

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

* 保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金)に該当するものは全額、それ以外の貯金等については1農水産業協同組合ごとに貯金者1名あたり元本1,000万円までとその利息等の合計額が保護されます。

● 経営方針

ご利用者にとって最適なサービスを提供することで
ビジョンの実現を目指します。

経営理念

JAバンク大阪信連は
最適なサービスの提供を通じて
ご利用者の信頼に応えます

明確化

ビジョン JAとともに地域で一番頼れる金融機関を目指します

我々は、JAとともに「組合員利用者第一」を徹底し、ご利用者の役に立つ金融サービスの提供を通じて、ご利用者の満足度向上とその結果としての利用量・シェアの拡大を実現します。特に大阪農業振興のために、農業メインバンク機能の発揮の他、非金融分野にも取り組んでいきます。

JAバンク大阪基本戦略

JAバンク大阪の基本的な戦略として「JAバンク大阪基本戦略」を策定し、組合員利用者本位の徹底を図る中、JAと当会の役割分担を明確化することで、JAとともに、ご利用者の皆さまの満足度向上に向けて取り組んでおります。

組合員利用者本位の徹底

組合員利用者本位の基本姿勢を徹底し、組合員利用者のお役に立つことで、信頼関係を強化し、JAの利用拡大を図る。

JAと信連の役割分担の明確化

JA

メンバーシップ組織と総合事業の強みを生かした組合員利用者本位のサービスの提供によるオンリーワン戦略を実践し、他金融機関との差別化を図り、利用者基盤の強化と利用量の確保に努める。

信連

JAに対する安定的な収益還元を実現し、JAを財務的にサポートするとともに、JAにおける組合員利用者本位の徹底及び利用者基盤拡充、健全性確保の動きを人的・機能的にサポートする。

第12次中期経営計画(令和4年度～6年度)

低金利環境の長期化や他金融機関との競争激化等、取り巻く環境が厳しさを増す中、JAに対するサポート機能の発揮や収益力・財務体質の強化等に取り組みます。

信連の役割	主要戦略	
I. JAグループならではの存在価値発揮に資するサポート機能の充実	農業振興	大阪の農業振興に寄与するための農業メインバンク機能の維持・強化と農業経営サポート
	推進・経営相談	<ol style="list-style-type: none"> ① 組合員利用者本位の業務運営・事業推進の実践に係るサポート ② 組合員利用者(大口安定利用者世帯)への相談業務の活性化と信託業務の適正な運営サポート ③ 安定的な収益確保に向けたJAバンク大阪全体でのALM戦略の実践サポート ④ 中央会と連携したJAへの経営相談機能の充実化 ⑤ JAバンクシステム遵守のためのJAの健全経営サポート
	本部機能	JAバンク大阪における事務堅確性向上・効率化サポート
	IT	ITを活用した事業推進・業務効率化サポート
	調達	低コストかつ安定的な調達の実施
II. マイナス金利政策にも耐えうる収益力と財務体質の強化	運用	<ol style="list-style-type: none"> ① 相場変動を捉えた機動的な有価証券運用 ② 取引先との関係深化による貸出資産の拡充及び貸出ポートフォリオの再構築
	財務運営・リスク管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 様々な金融環境にも耐えうる資産ポートフォリオの構築 ② 内部留保の積み上げによる自己資本の充実 ③ 財務・非財務など全方位からのリスク管理の充実化
	組織・人財	<ol style="list-style-type: none"> ① 環境変化に対応し戦略を実践するための人財開発と確保 ② 環境変化に応じた機動的な経営資源配分の見直し ③ 業務継続体制の維持・強化
III. 2つの役割の遂行を支える組織力強化	業務効率化と事務堅確性向上	<ol style="list-style-type: none"> ① IT等の活用による業務効率化の徹底 ② ITの活用やPDCAを通じた事務堅確性の向上 ③ 信託業務の慎重かつ堅実な運営
	子会社等	子会社・関連団体を含めた経営資源の効率的活用

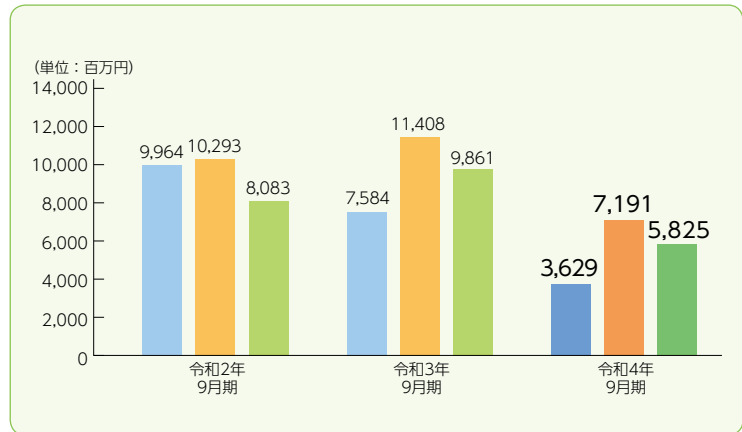
● 業績ハイライト

厳しい金融環境の中、安定した業績を維持し、地域で一番頼れる金融機関を目指します。

業績の推移

令和4年9月期は、日銀による金融緩和が続く中、許容できるリスクの範囲内で、貸出金や国債・外債等の有価証券によるバランス運用を行った結果、事業純益は3,629百万円(前年同期比3,954百万円減)、経常利益は7,191百万円(同4,216百万円減)、当期剰余金は5,825百万円(同4,035百万円減)となりました。

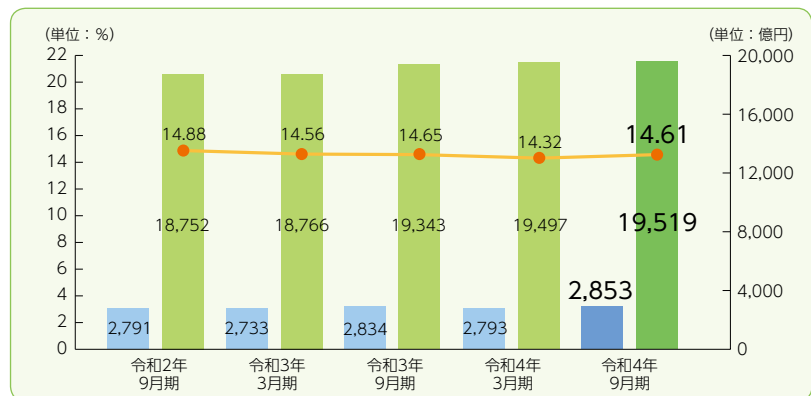
■ 事業純益
■ 経常利益
■ 当期剰余金



自己資本比率(単体)の推移

令和4年9月末は、利益の積上げにより自己資本額が2,853億円(前年度末比60億円増)に増加し、自己資本比率は14.61%(同0.29ポイント増)となりました。

■ 自己資本
■ リスク・アセット
● 自己資本比率

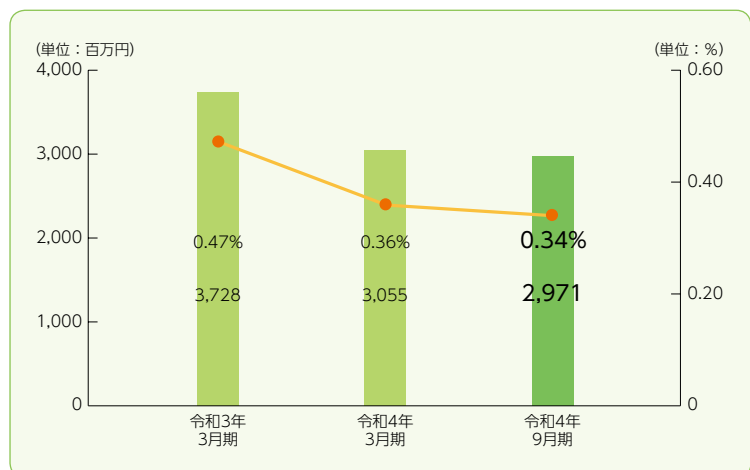


※上記は、農業協同組合法第11条の2の規定に基づき金融庁・農林水産省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。

リスク管理債権の推移

リスク管理債権残高は前年度末比83百万円減少し、2,971百万円となり、リスク管理債権比率は0.34%となりました。

■ 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
■ 危険債権
■ 要管理債権
● リスク管理債権比率

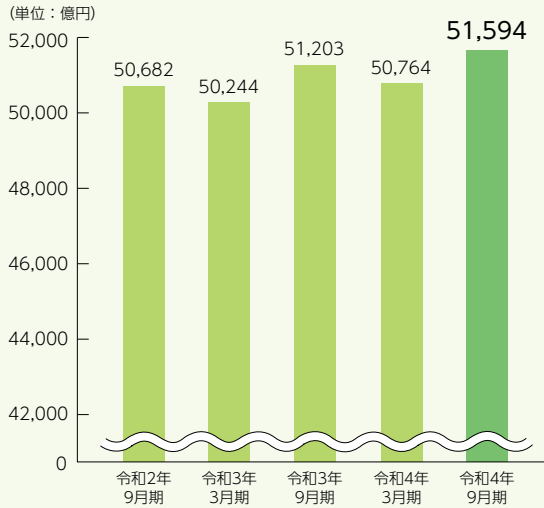


JA貯金・信連貯金の推移

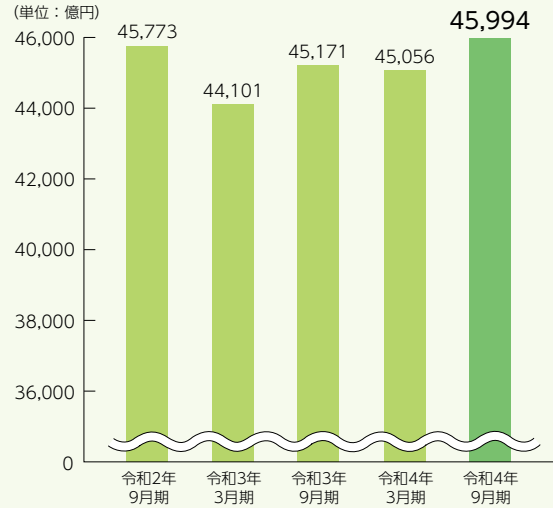
府内JA貯金は、ご利用者の皆さまから健全性等に高い評価をいただき、令和4年9月末残高は5兆1,594億円（前年度末比830億円増）となりました。

また、当会の貯金（譲渡性貯金を含む）につきましては、4兆5,994億円（同937億円増）となりました。

●JA貯金の推移

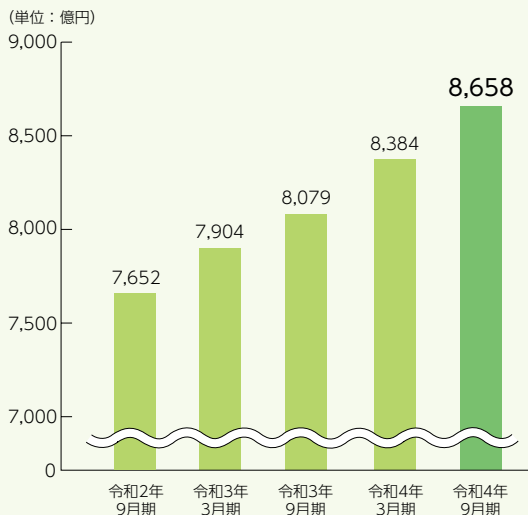


●信連貯金の推移



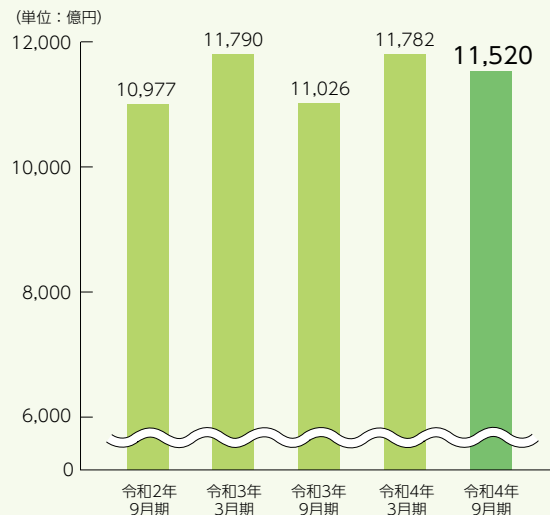
貸出金残高の推移

貸出金は、多様な案件に取り組むなど融資基盤の強化に努めたことから、令和4年9月末残高は8,658億円（前年度末比273億円増）となりました。



有価証券残高の推移

有価証券は、将来に亘って安定的な収益を確保できるポートフォリオの維持・構築に努めた結果、令和4年9月末残高は1兆1,520億円（前年度末比261億円減）となりました。



● 社会的責任と地域貢献活動

大阪の農業振興・経済の発展に貢献することが、 当会の社会的責任であると考えます。

当会は、大阪府を事業区域として、最適なサービスの提供を通じて地域の農業振興等に貢献し、ご利用者の信頼に応えてまいります。

当会の資金は、その大半が府内JAにお預けいただいたご利用者の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や地域経済を支える企業の発展を支援するための融資活動等を行っています。

● 事業を通じた地域貢献

地域からの資金調達の状況

当会の令和4年9月末の貯金残高（譲渡性貯金を含む）は4兆5,994億円となっており、うち4兆3,499億円は府内JAよりお預かりしています。

また、組合員をはじめとする地域の皆さまの計画的な資産作りをサポートするため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の金融商品を取り扱っています。

地域への資金供給の状況

当会の令和4年9月末の貸出金残高は8,658億円となりました。

JAの組合員の皆さまには、農業関連資金をご活用いただくとともに、資産活用等にはJAを通じた賃貸住宅ローン等をご利用いただいています。

また、大阪府内に事務所を置く企業等の皆さまには、ご融資をはじめ、総合的な金融サービスをご提供しています。

このほか、(独)住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の受託貸付金として117億円のお取引があり、今後も地域の皆さまへの資金供給を積極的に行います。

● 地域密着型金融

中小企業の経営改善のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組み

当会は、金融円滑化に係る基本的方針（詳細は、当会HPをご覧ください。<https://www.jabankosaka.or.jp/outline/other/smooth.html>）を定め、金融円滑化に係る相談窓口を、農業金融部及び営業部に設置しており、ご利用者の皆さまの経営実態等を踏まえて、経営のご相談や経営改善に関する支援を行う等、コンサルティング機能を適切に発揮できる体制を整備しています。

また、金融円滑化に係るご相談には、事業についての改善や再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、相談内容に柔軟かつ適切に対応するよう努めており、その際、必要に応じて他金融機関並びに外部機関との緊密な連携を図る体制を整備しています。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しています。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

● 農業振興

農業メインバンク機能強化への取組み

● 農業融資に対する取組み

府内農業者の皆さまの多様なニーズに対応するため、JA・信連が一体となって農業者を訪問し、農業所得増大を促進するためのさまざまな提案を行っています。

具体的には、当会の取組みとして各種農業融資に関する相談に対応するほか、(株)日本政策金融公庫の受託資金を活用し、次代の農業の担い手による攻めの経営展開を支援するため、農業者の「経営能力」や「経営戦略」を積極的に評価する資金の提案を行っています。

また、JAバンクとしてアグリシードファンドによる出資を府内農業法人に対して案内するなど、総合的な金融サービスを通じて規模拡大や財務基盤強化への取組み支援を行っています。



● 農業者への金融支援における取組み

「JA農機ハウスローン」、「農業振興資金」、「JA担い手応援ローン」、「JA新規就農応援資金」、「農業近代化資金」といった府内JAにおける農業融資に対し、全国JAバンクグループの取組みとして利子補給を実施しています。また、当会の独自支援策として、農業者が借入を行った際に負担する大阪府農業信用基金協会の保証料の全額助成や農業融資に係る利子助成に取り組むとともに、各種農業融資商品や支援策について、より広く周知するためにJAバンク大阪ホームページにおける農業融資商品の紹介ページなどを通じて、府内農業者の皆さまの満足度向上や農業所得増大へのサポートを積極的に行っています。

また、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢による資材高騰の影響を受けた農業者に対し、当会においては(株)日本政策金融公庫の受託資金を主とした融資対応を行うことで、農業経営の維持・再建の支援を行っています。

担い手支援に向けた取組み

担い手農業者の農業生産・農業所得増大へのサポートとして、商談会等への出展費用や法人化に係る登記費用並びに事業継承に係る費用といった経営改善に係る費用等、また、新規就農者等への営農費用等の一部助成を実施しております。

また、農家組合員・農業法人等からの多様なニーズにお応え出来るよう、府内JA及び当会に担い手金融リーダー(令和4年9月末現在府内JA・当会計31名)を設置しております。



● 社会的責任と地域貢献活動

大阪農業振興サポートセンターの取組み

JAグループ大阪の中央会・各連合会が一体となって立ち上げた、大阪農業振興サポートセンターでは、大阪府と共同で農業の担い手育成に取り組む等、農家所得増大による大阪農業振興に向けて、さまざまな取組みを行っています。

多様な担い手対策と都市農地の保全

● 担い手に出向く人材育成(JA若手職員・営農指導員等)の拡充・強化

JA若手職員や営農指導員の更なる人材育成のため、アグリアドバイザー養成研修会を新たに内容拡充しました。また、従来のスーパーアグリアドバイザー認証資格を新たに全国農業協同組合中央会が実施する「営農指導員資格認証試験」を活用した資格認定制度とし、取扱科目を拡大して実施しています。



● 次世代との関係構築「大阪農業を次代へつなごう活動(大阪版次世代総点検運動)」の展開

「農家の所得増大」と「持続可能な営農継続のための後継者対策」を目的として、農家組合員の「10年後の営農継続」に必要な各JAの支援策の検討に向けた取組みを展開しています。

● 大阪府との連携事業「大阪農業イノベーション推進事業」の展開

大阪府と中期5か年協定「大阪農業イノベーション推進事業協定」を締結し、以下の各事業を行政、普及所、関係機関及びJAと連携して展開しています。

- ・重点農家と位置づける生産者の経営力強化・所得増大を図るべく、専門家等を個別に派遣する「経営強化コンサル事業」
- ・新規就農希望者の育成に向けて品目別のコースに特化した栽培研修を行う「大阪産スタートアカデミー運営事業」
- ・多様な担い手の確保や事業承継の支援を行う「大阪農業つなぐプロジェクト事業」
- ・若手農業者団体等を中心にスマート農業機器の導入を支援する「経営強化チャレンジプロジェクト事業」

● 農家労働力確保対策の実施(職業紹介・情報発信等)

農家組合員の労働力確保に対応すべく、府内の3JAが無料職業紹介事業者に登録して無料職業紹介所を開設し、農家組合員に求職者を斡旋する労働力確保支援事業を展開しています。また、担い手育成及び農業労働力確保等に向けた情報発信のために、大阪農業総合情報サイトとして「大阪で農業っておもしろいやん!」を新たに公開しました。



● 新規就農者・定年帰農者等の支援

既存直売所出荷者の農業技術の習得や新規直売所出荷、農地保全を目的として、JA農業塾の開設・運営を支援しています。



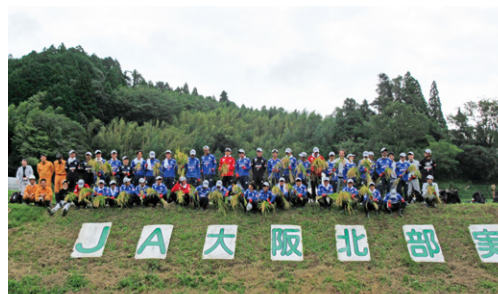
消費者に向けた大阪産農産物の魅力発信

●農産物直売所等での地元農産物の推進・安全安心の提供

JA直売所に対するHACCP衛生管理の継続的指導に加え、地域特性に応じた直売所活性化のための出荷者向け指導に関する支援や、新規出荷者育成に関する支援等を展開しています。令和4年度より「JAグループ大阪食の安全・安心推進運動」を展開し、JAの各施設の衛生管理を支援しています。

●大阪農産物のPR(大阪産米消費拡大推進)

(株)ガンバ大阪が運営するアカデミー寮「青翔寮」に対し、ガンバ大阪OfficialPartnerとして大阪産米を供給しています。同クラブチームのブランド力を活用し、大阪産米の更なる認知度向上を図ります。



食農教育への取組み

●食農教育教材本を活用した出張授業の実施

JAバンクが全国の小学生に向けて贈呈している教材本「農業とわたしたちの暮らし」等を活用した出張授業を実施しています。

授業では、身近な野菜の特徴や産地等に関するクイズで農業への関心を高めるとともに、日本の食料自給率の現状や、地域農業の維持・発展の重要性について、府内JAと連携しながら子供たちに伝えています。



その他の取組み

●信用事業を通じた府内農業の振興

JAバンク大阪では、直売所の利用を通じて、大阪産農産物の新鮮さや美味しさを広く知っていただき、府内農業への理解を深めていただくことを目的に、JAが運営する直売所等※でのお買い物時にJAカードでお支払いいただくと、ご請求時に5%割引する施策を実施しています。

※対象店舗は、JAが運営する直売所・ファーマーズマーケットです。一部対象とならない店舗があります。詳細はJAバンクのホームページをご覧ください(<https://www.jabank.org/campaign/market/>)。

●JA大阪センタービル前での夕市開催

令和4年7月26日にJA大阪センタービル前で夕市を開催し、府内で生産された新鮮な野菜・果物・花苗を販売するなど、大阪農業と農産物の普及促進に努めました。

● 財務データ

半期貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年 9月30日現在	令和4年 9月30日現在	科 目	令和3年 9月30日現在	令和4年 9月30日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金	4,523	3,947	貯金	4,424,880	4,440,115
預け金	2,886,294	2,694,234	当座貯金	21,257	20,524
系統預け金	2,886,258	2,694,196	普通貯金	8,432	9,723
系統外預け金	36	37	貯蓄貯金	18	26
買入金銭債権	7,108	10,267	通知貯金	100	100
金銭の信託	74,649	81,934	別段貯金	1,190	377
有価証券	1,102,691	1,152,097	定期貯金	4,393,830	4,409,303
国債	338,859	395,916	定期積金	51	60
地方債	8,997	993	譲渡性貯金	92,300	159,300
社債	9,321	13,180	債券貸借取引受入担保金	134,633	55,854
外国証券	361,171	432,175	借入金	41,000	37,500
株式	21,775	15,985	代理業務勘定	—	0
受益証券	362,566	293,846	その他負債	25,125	34,344
貸出金	807,903	865,809	未払費用	11,852	11,899
手形貸付	1,550	1,352	その他の負債	13,273	22,445
証書貸付	627,275	666,812	諸引当金	14,566	15,116
当座貸越	23,304	27,484	相互援助積立金	12,013	12,422
金融機関貸付	155,709	170,102	賞与引当金	218	234
割引手形	63	58	退職給付引当金	2,000	2,111
その他資産	12,850	19,819	役員退職慰労引当金	102	117
未収収益	10,950	11,090	特例業務負担金引当金	230	230
その他の資産	1,900	8,728	繰延税金負債	24,960	2,846
有形固定資産	7,664	7,777	債務保証	133	133
建物	2,945	3,014	負債の部合計	4,757,599	4,745,211
土地	4,385	4,385	(純資産の部)		
リース資産	148	185	出資金	140,690	140,690
建設仮勘定	124	—	(うち後配出資金)	(87,270)	(87,270)
その他の有形固定資産	61	192	再評価積立金	0	0
無形固定資産	64	58	利益剰余金	128,263	129,668
ソフトウェア	6	5	利益準備金	56,100	58,200
リース資産	55	38	その他利益剰余金	72,163	71,468
その他の無形固定資産	1	14	経営基盤安定化積立金	25,800	26,850
外部出資	192,417	192,417	特別積立金	27,100	28,150
債務保証見返	133	133	当期末処分剰余金	19,263	16,468
貸倒引当金	△ 2,686	△ 2,824	(うち当期剰余金)	(9,861)	(5,825)
			会員資本合計	268,954	270,359
			その他有価証券評価差額金	71,355	21,515
			繰延ヘッジ損益	△ 4,295	△ 11,414
			評価・換算差額等合計	67,060	10,101
			純資産の部合計	336,014	280,460
資産の部合計	5,093,613	5,025,672	負債及び純資産の部合計	5,093,613	5,025,672

半期損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで
経常収益	28,482	30,465
資金運用収益	16,109	17,496
(うち貸出金利息)	(2,404)	(2,424)
(うち預け金利息)	(9,069)	(7,675)
(うち有価証券利息配当金)	(4,618)	(7,375)
役員取引等収益	17	19
その他事業収益	8,026	8,547
その他経常収益	4,328	4,401
経常費用	17,073	23,274
資金調達費用	11,957	11,982
(うち貯金利息)	(11,695)	(11,672)
役員取引等費用	6	7
その他事業費用	2,545	8,457
経常費用	2,230	2,366
その他経常費用	333	460
経常利益	11,408	7,191
特別損失	3	—
税引前当期利益	11,404	7,191
法人税、住民税及び事業税	1,466	1,394
法人税等調整額	77	△ 28
法人税等合計	1,543	1,365
当期剰余金	9,861	5,825
当期首繰越剰余金	9,402	10,643
当期末処分剰余金	19,263	16,468

●うち預け金利息

受取奨励金、受取特別配当金が含まれています。

●うち貯金利息

会員JA等に対する支払奨励金及び譲渡性貯金の利息が含まれています。

注記表(令和4年度半期)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として仮決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - ・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上していません。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～50年
その他	3年～30年
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として仮決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資

産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府」Aバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当期末の要支給見込額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式を売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

なお、本適用指針の適用に伴う影響はありません。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,419百万円です。

- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
- | | |
|-------------|------------|
| 有価証券 | 55,053 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 55,854 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 200,000 百万円及び有価証券 14,651 百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 31,961 百万円含まれています。
- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | — 百万円 |
| 危険債権額 | 2,971 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | — 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | — 百万円 |
| 合計額 | 2,971 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (5) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は 58 百万円です。
- (6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,185 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 48,314 百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先

に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じた為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従って行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

● 財務データ

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,694,234	2,694,158	△ 75
買入金銭債権			
満期保有目的	7,266	7,147	△ 118
有価証券に該当しないもの	3,001	3,001	—
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	9,901	9,901	—
その他の金銭の信託	72,032	72,032	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	105,683	102,010	△ 3,673
その他有価証券	1,046,414	1,046,414	—
貸 出 金	865,809		
貸倒引当金	△ 2,822		
貸倒引当金控除後	862,986	861,824	△ 1,162
資 産 計	4,801,520	4,796,489	△ 5,030
貯 金	4,599,415	4,599,291	△ 123
借 用 金	37,500	37,411	△ 88
負 債 計	4,636,915	4,636,702	△ 212
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,467)	(5,467)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,408)	(7,408)	—
デリバティブ取引計	(12,875)	(12,875)	—

- (脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 159,300 百万円を含めています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。
4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係は、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第 40 号 令和 4 年 3 月 17 日)を適用しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記 d 及び e と同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 d 及び e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、仮決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 192,417 百万円

(脚注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の仮決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,694,234	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	1,249	1,010	655	532	518	3,300
有価証券に該当しないもの	3,000	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	81	81	81	81	81	106,269
その他有価証券のうち満期があるもの	3,216	15,823	46,334	47,584	54,025	833,570
貸 出 金	123,550	125,750	105,383	108,880	65,264	333,957
合 計	2,825,332	142,666	152,455	157,078	119,888	1,277,097

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 27,484 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 47,164 百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 2,971 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の仮決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,439,871	218	21	5	—	—
譲渡性貯金	159,300	—	—	—	—	—
借 用 金	7,500	12,800	10,900	6,300	—	—
合 計	4,606,671	13,018	10,921	6,305	—	—

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	1,286	1,286	0
	小 計	1,286	1,286	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	104,396	100,723	△ 3,673
	その他	7,266	7,147	△ 118
	小 計	111,663	107,870	△ 3,792
合 計		112,949	109,157	△ 3,792

● 財務データ

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	14,116	5,954	8,162
	債 券	348,221	309,620	38,600
	国 債	142,273	133,086	9,186
	社 債	3,428	3,417	10
	外国証券	202,518	173,115	29,403
	受益証券	129,822	102,470	27,352
	小 計	492,160	418,044	74,116
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,868	2,172	△ 303
	債 券	388,360	412,234	△ 23,873
	国 債	253,642	271,291	△ 17,648
	地 方 債	993	1,000	△ 6
	社 債	9,751	9,977	△ 226
	外国証券	123,973	129,965	△ 5,992
	受益証券	164,023	183,498	△ 19,475
	小 計	554,253	597,905	△ 43,652
合 計		1,046,414	1,015,950	30,463

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 8,425 百万円を差し引いた金額 22,037 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	2,306	1,231	—
債 券	164,351	5,830	7,688
受益証券	7,117	2,094	—
合 計	173,775	9,155	7,688

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 9,901 百万円
当期の損益に含まれた評価差額 — 百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	72,032	72,756	△ 723	3,449	4,173

(脚注) 1. 上記差額に繰延税金資産 201 百万円を加えた金額△ 522 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 2,069 百万円
退職給付費用 82 百万円
退職給付の支払額 △ 40 百万円
期末における退職給付引当金 2,111 百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 82 百万円

主要勘定の推移

(単位：百万円)

項目	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
純資産額	336,014	317,137	280,460
総資産額	5,093,613	5,055,526	5,025,672
貯金等残高	4,517,180	4,505,652	4,599,415
貸出金残高	807,903	838,489	865,809
有価証券残高	1,102,691	1,178,252	1,152,097
預け金残高	2,886,294	2,736,071	2,694,234

脚注 有価証券残高のうち、保有目的区分「その他有価証券」については、期末の時価を適用しています。

損益の状況

(単位：百万円)

項目	令和3年度半期	令和3年度	令和4年度半期
経常収益	28,482	46,037	30,465
経常利益	11,408	11,674	7,191
当期剰余金	9,861	10,440	5,825

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区分	令和4年3月末			令和4年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	73,062	72,325	△ 736	105,683	102,010	△ 3,673
その他	1,026,030	1,105,189	79,158	1,015,950	1,046,414	30,463
合計	1,099,093	1,177,515	78,421	1,121,633	1,148,424	26,790

- 脚注
1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区分	令和4年3月末			令和4年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	15,874	15,874	—	9,901	9,901	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	62,719	63,020	301	72,756	72,032	△ 723
合計	78,593	78,894	301	82,658	81,934	△ 723

- 脚注
1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。

● 財務データ

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年3月末	—	—	—	—	—
	令和4年9月末	—	—	—	—	—
危険債権	令和4年3月末	3,055	2,850	—	205	3,055
	令和4年9月末	2,971	2,775	—	196	2,971
要管理債権	令和4年3月末	—	—	—	—	—
	令和4年9月末	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和4年3月末	—	—	—	—	—
	令和4年9月末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年3月末	—	—	—	—	—
	令和4年9月末	—	—	—	—	—
小計	令和4年3月末	3,055	2,850	—	205	3,055
	令和4年9月末	2,971	2,775	—	196	2,971
正常債権	令和4年3月末	835,959				
	令和4年9月末	863,361				
合計	令和4年3月末	839,014				
	令和4年9月末	866,333				

- 脚注
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
 - 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
 - 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
 - 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く）
 - 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当するものを除く）
 - 担保
自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び清算配当等による回収可能見込額の合計額

● 自己資本の充実の状況

自己資本の状況

【自己資本の構成】

(単位:百万円)

項 目	令和4年3月末	令和4年9月末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	264,533	270,359
うち、出資金及び資本準備金の額	140,690	140,690
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	128,843	129,668
うち、外部流出予定額(△)	5,000	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,811	15,050
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,811	15,050
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	279,344	285,410
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	38	42
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	38	42
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	38	42
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	279,306	285,367
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,925,876	1,928,021
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,915	23,915
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,949,791	1,951,936
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	14.32%	14.61%

- 〔脚注〕 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

● 自己資本の充実の状況

【自己資本の充実度に関する事項】

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年3月末			令和4年9月末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	4,228	-	-	3,947	-	-
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	367,575	-	-	404,937	-	-
外国の中央政府 及び中央銀行向け	233,279	-	-	230,989	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,876	-	-	9,299	-	-
外国の中央政府等 以外の公共部門向け	2,254	450	18	6,333	1,266	50
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	300	30	1	300	30	1
我が国の政府関係機関向け	9,401	940	37	9,401	940	37
地方三公社向け	821	153	6	794	147	5
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	2,921,593	569,750	22,790	2,887,967	564,373	22,574
法人等向け	810,162	396,444	15,857	762,620	387,277	15,491
中小企業等向け 及び個人向け	27	17	0	15	8	0
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	2,775	4,162	166
取立未済手形	8	1	0	10	2	0
信用保証協会等 による保証付	56	5	0	49	4	0
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	12,969	12,969	518	12,268	12,268	490
（うち出資等のエクスポージャー）	12,969	12,969	518	12,268	12,268	490
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	248,943	607,616	24,304	249,338	608,714	24,348
（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	235,443	588,609	23,544	235,439	588,598	23,543
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	3,673	9,183	367	4,146	10,365	414
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手 段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手 段のうち、その他外部TLAC関連 調達手段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	9,826	9,824	392	9,753	9,751	390
証券化	105,885	21,138	845	139,678	27,894	1,115
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	105,885	21,138	845	139,678	27,894	1,115

(単位：百万円)

		令和4年3月末			令和4年9月末		
再証券化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		431,402	313,680	12,547	390,231	317,453	12,698
(うちリスクスルー方式)		431,402	313,680	12,547	390,231	317,453	12,698
(うちマンドート方式)		-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)		-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)		-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)		-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		5,154,787	1,923,199	76,927	5,110,958	1,924,544	76,981
CVAリスク相当額 ÷ 8%		-	2,676	107	-	3,476	139
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		5,154,787	1,925,876	77,035	5,110,958	1,928,021	77,120
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	a	b = a × 4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	a	b = a × 4%
		23,915	956		23,915	956	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	a	b = a × 4%		リスク・アセット等(分母)合計	a	b = a × 4%
		1,949,791	77,991		1,951,936	78,077	

- 脚注
1. 「[リスク・アセット額]」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

● 自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項

【信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高】

(単位：百万円)

		令和4年3月末					令和4年9月末				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	4,326,637	954,987	402,637	-	-	4,291,532	918,152	438,860	-	-
国	外	290,861	-	290,861	-	-	289,516	-	289,516	-	-
地域別残高計		4,617,498	954,987	693,498	-	-	4,581,048	918,152	728,377	-	-
法人	農業	20	20	-	-	-	25	25	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	1,100	1,100	-	-	-	1,100	1,100	-	-	-
	製造業	111,639	106,480	-	-	-	112,781	106,944	801	-	-
	鉱業	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	129,487	118,540	6,037	-	-	142,221	132,517	6,036	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,805	10,336	3,986	-	-	17,999	11,327	6,190	-	-
	運輸・通信業	43,369	41,403	400	-	-	42,078	40,111	400	-	-
	金融・保険業	3,332,218	402,866	-	-	-	3,238,191	344,410	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	270,172	268,989	-	-	-	277,814	276,976	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	373,427	4,776	368,650	-	-	410,489	4,576	405,912	-	-
	上記以外	323,359	-	314,423	-	-	320,636	-	309,035	-	-
個人	173	173	-	-	-	162	162	-	-	-	
その他	17,424	-	-	-	-	17,548	-	-	-	-	
業種別残高計		4,617,498	954,987	693,498	-	-	4,581,048	918,152	728,377	-	-
1年以下		2,958,144	211,407	2,278	-	-	2,875,211	165,899	200	-	-
1年超3年以下		215,182	197,350	16,996	-	-	240,154	211,831	26,990	-	-
3年超5年以下		278,343	197,587	79,755	-	-	234,173	183,354	50,369	-	-
5年超7年以下		163,011	85,124	77,511	-	-	182,783	87,781	94,415	-	-
7年超10年以下		189,570	70,416	118,897	-	-	204,339	76,160	127,992	-	-
10年超		561,449	160,018	398,058	-	-	594,097	160,977	428,410	-	-
期限の定めのないもの		251,797	33,082	-	-	-	250,288	32,147	-	-	-
残存期間別残高計		4,617,498	954,987	693,498	-	-	4,581,048	918,152	728,377	-	-

- 【脚注】
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、ご利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことをいいます。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

【貸倒引当金の期末残高及び期中増減額】

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年3月末					令和4年9月末				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,486	2,593	-	2,486	2,593	2,593	2,627	-	2,593	2,627
個別貸倒引当金	3,722	205	195	3,526	205	205	196	-	205	196

【脚注】 期中減少額(その他)は全額洗替額です。

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和4年3月末					令和4年9月末				
		個別貸倒引当金				貸出金 償 却	個別貸倒引当金				貸出金 償 却
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額			期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額	
目的使用	その他			目的使用	その他						
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	452	-	195	257	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3,104	98	-	3,104	98	98	95	-	98	95
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	78	-	-	78	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	86	106	-	86	106	106	101	-	106	101
	上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	3,722	205	195	3,526	205	205	196	-	205	196	

- 【脚注】 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

【信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高】

(単位：百万円)

		令和4年3月末			令和4年9月末		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	-	800,071	800,071	-	770,642	770,642
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	9,758	9,758	-	9,751	9,751
	20%	84,559	2,851,953	2,936,513	107,164	2,829,125	2,936,289
	35%	-	-	-	-	-	-
	50%	459,037	-	459,037	467,934	-	467,934
	75%	-	23	23	-	10	10
	100%	75,532	97,445	172,977	63,090	90,968	154,059
	150%	-	-	-	2,775	-	2,775
	250%	-	239,116	239,116	-	239,585	239,585
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合 計	619,129	3,998,369	4,617,498	640,964	3,940,084	4,581,048	

- 【脚注】 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

● 自己資本の充実の状況

信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	令和4年3月末			令和4年9月末		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	54	-	-	54	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,300	-	-	27,500	-	-
法人等向け	115,850	172	-	55,168	172	-
中小企業等向け及び個人向け	-	0	-	-	0	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	147,150	226	-	82,668	226	-

- 【脚注】
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

【派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳】

	令和4年3月末	令和4年9月末
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年3月末

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	4,358	-	-	-	4,358
(2)金利関連取引	2,392	3,175	-	-	-	3,175
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	1,025	1,388	-	-	-	1,388
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	3,417	8,922	-	-	-	8,922
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	3,417	8,922	-	-	-	8,922

令和4年9月末

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	296	5,017	-	-	-	5,017
(2)金利関連取引	3,925	4,708	-	-	-	4,708
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	1,498	1,861	-	-	-	1,861
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	5,720	11,587	-	-	-	11,587
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	5,720	11,587	-	-	-	11,587

- 【脚注】
1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

【与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

【信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

● 自己資本の充実の状況

証券化エクスポージャーに関する事項

【当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】
該当する取引はありません。

【当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

○保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和4年3月末		令和4年9月末	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	22,851	-	26,678	-
	自 動 車 ロ ー ン	5,094	-	4,697	-
	そ の 他	77,939	-	108,302	-
	合 計	105,885	-	139,678	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

【脚注】証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

○リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額
令和4年3月末

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	105,885	845	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	105,885	845	合 計	-	-	
オフ・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	-	-	合 計	-	-	

令和4年9月末

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	139,678	1,115	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	139,678	1,115	合 計	-	-	
オフ・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	-	-	合 計	-	-	

【脚注】証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

○自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

○保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

【出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価】

(単位:百万円)

	令和4年3月末		令和4年9月末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	18,855	18,855	15,985	15,985
非上場	192,417	192,417	192,417	192,417
合計	211,272	211,272	208,403	208,403

【脚注】「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

【出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益】

(単位:百万円)

令和4年3月末			令和4年9月末		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
789	94	6	1,231	-	-

【貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)】

(単位:百万円)

令和4年3月末		令和4年9月末	
評価益	評価損	評価益	評価損
10,364	336	8,162	303

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)】

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	431,402	390,231
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

【IRRBB1:金利リスク】

(単位:百万円)

項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和4年3月末	令和4年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
1	上方パラレルシフト	123,234	116,884	10,312	7,572
2	下方パラレルシフト	0	0	1,787	2,910
3	ス テ ィ ー プ 化	89,387	86,194		
4	フ ラ ッ ト 化	3,879	4,736		
5	短 期 金 利 上 昇	23,678	17,861		
6	短 期 金 利 低 下	4,926	1,830		
7	最 大 値	123,234	116,884	10,312	7,572
8	自 己 資 本 の 額	令和4年3月末 279,306		令和4年9月末 285,367	

【脚注】


- 1.「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 2.「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

【VaR計測による最大損失見込額】

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
VaR計測による最大損失見込額	33,485	41,981

【脚注】 VaRについては分散共分散法による計測(信頼区間99%、保有期間60日、観測期間5年)を行っています。



編集 大阪府信用農業協同組合連合会 総合企画部

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号 JA大阪センタービル

TEL.06-6204-6511

<https://www.jabankosaka.or.jp>

令和4年12月発行